

## ◇鞍手町地域公共交通総合連携計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について

### 1. 意見募集の概要

・意見の募集期間	平成23年2月1日 ~ 平成23年2月21日
・意見の周知方法	町ホームページ、公共施設(役場、中央公民館、福祉センター)へのポスター掲示及び同施設での閲覧
・意見の提出方法	電子メール、郵便、FAX、持参

### 2. 意見内容とその対応

パブリック・コメントの結果、概ね、鞍手町地域公共交通総合連携計画(案)の趣旨に沿った意見であったことから、記載内容の修正、文言の追加等は行わず原案のとおりといたします。

項目	件数	区分			
		A	B	C	D
1 鞍手町地域公共交通の活性化及び再生の目的					
2 鞍手町の公共交通における現状と課題					
(1) 鞍手町の現状					
(2) 鞍手町の公共交通の現状					
(3) 鞍手町内を運行するバスの概要	1			1	
(4) 公共交通不便地域の現況					
(5) 公共交通に関するアンケート・ヒアリング調査					
(6) 鞍手町の公共交通の課題					
3 鞍手町の地域公共交通総合連携計画の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針					
(1) 鞍手町の公共交通に期待される機能					
(2) 各交通機関の役割					
(3) 地域公共交通の再生及び活性化に向けた基本方針					
4 鞍手町の地域公共交通総合連携計画の対象区域と目標					
(1) 地域公共交通総合連携計画の対象区域					
(2) 地域公共交通総合連携計画の目標					
5 前号の目標を達成するために行う事業及びその事業主体に関する事項					
(1) 目標を達成するために行う事業及びその事業主体					
(2) 目標を達成するために行う事業の概要	4		2	2	
(3) PDCAサイクルに基づく定期的な事業評価と見直しの実施					
6 計画期間					
合 計	5		2	3	

#### 【区分の説明】

A…意見を計画等に反映するもの

B…意見が既に反映されているもの

C…意見を今後の参考とさせていただくもの

D…意見を反映する見込みのないもの

### 3. 提出されたご意見及び町の考え方

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
1	5 前号の目標を達成するために行う事業及びその事業主体に関する事項  (2) 目標を達成するために行う事業の概要(P30)	私は六反田に居住しています。行先は、病院が主です(2箇所)。バスの利用は、宮田病院からくらじの郷まで(後はタクシーです)。町立病院から家までは利用したいのですが、利用しておりません。宮田病院からくらじの郷の線はなくなさないで下さい。	連携計画では、現在のコミュニティバス鞍手線(宮田バス停～鞍手駅)は、廃止いたしません。1日7往復の運行回数は、維持する予定です。ただし、うち1日2往復の膨らまし運行(新延本村・神崎・泉水経由)は、デマンドタクシー等の利用に代わるため、現在の運行ダイヤは、変更することが想定されます。	B

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
2	5 前号の目標を達成するために行う事業及びその事業主体に関する事項  (2) 目標を達成するために行う事業の概要(P31)	コミュニティバスの宮若市内隠谷バス停とルミエール宮田店との間、本城医院に近い所でバスを止めることは出来ませんか？塩川整骨院の近くならバス停でなくても一旦停車できると思います。 車内で本城医院に行く人がいないかを尋ねて下さい。鞍手町の住民が宮若市の病院の中で一番よく行く病院は皮膚科で名の通った本城医院だと思えます。 年寄りである母も度々平日に本城医院に行きますが歩くのがつらいそうです。私が土日、隠谷バス停の近所の方に尋ねましたら近所の住民の方も隠谷バス停と本城医院の距離は歩くにはきついと言っています。もちろん私も実際に歩いてみたら年寄りにはきついなと感じました。 コミュニティバスを利用する、クルマをもたない人、年寄りのためにも考えて下さい。本城医院に近いバス停がないので家族に送り迎えをしてもらい、コミュニティバスを利用しない人も多数いるようです。	ご意見をいただいたバス停位置の変更については、隠谷、宮田病院、本城の3停留所が近接していること、また当該バス停が本町ではなく、宮若市管内であることから、宮若市との調整が必要になってきます。 また、バス停間の適正な距離やバスの停車位置についても安全上の配慮が必要であることから、周辺施設等の利用実態を考慮し、今後の検討課題とさせていただきます。	C

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
3	2 鞍手町の公共交通における現状と課題  (3) 鞍手町内を運行するバスの概要(P7)	私は以前、福祉センターにて健康体操をしていましたが、この時間にあう交通機関(バス)がありませんでした。友達に送迎してもらおうか、タクシーの利用でした。是非バスの本数を増やすか、時間の調整をいただくと、私を始め、センターでの利用も増えてくると思います。	連携計画では、コミュニティバス「まちなか線(仮称)」を新たに導入することとしています。これにより、鞍手駅～くらじの郷間については、現状の1日7往復が22往復(予定)と約3倍の運行回数となり、利便性の向上や利用者の増加を見込んでいます。	C

3. 提出されたご意見及び町の考え方

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
4	<p>5 前号の目標を達成するために行う事業及びその事業主体に関する事項</p> <p>(2) 目標を達成するために行う事業の概要(P25、P28)</p>	<p>身体障害者、知的障害者(第1種・第2種)の手帳所有者及び介護人の乗車等運賃割引の対象となる障害程度による運賃割引について検討をお願いします。</p> <p>【対象交通機関】コミュニティバス(鞍手線、まちなか線)、デマンドタクシー</p> <p>根拠法令・通知 身体障害者に対する旅客鉄道会社等の旅客運賃の割引について(厚生省社会局長・児童家庭局長通知)</p>	<p>ご意見をいただいた身体障害者等の運賃割引については、連携計画には記載していませんが、現在でも実施しており、今後も継続する予定です。</p> <p>その内容としましては、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の交付を受けている人……第1種(本人、介助者とも半額)、第2種(本人のみ半額)</li> <li>・療育手帳の交付を受けている人……第1種またはA(本人、介助者とも半額)、第2種またはB(本人のみ半額)</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……本人のみ半額</li> </ul>	B

No.	施策(頁)	ご意見	ご意見に対する町の考え方	区分
5	<p>5 前号の目標を達成するために行う事業及びその事業主体に関する事項</p> <p>(2) 目標を達成するために行う事業の概要(P28)</p>	<p>JRバス廃線後コミュニティバスを残して頂き誠にありがとうございます。現在、宮田バスセンターからコミュニティバスで施設へ通所して頂いている方や、室木の近隣の一般企業へコミュニティバスに乗って通勤させている方がいる為、宮田～鞍手経由のバスが障がい者の方々の一般就労に非常に欠かせないものとなっております。</p> <p>●今後検討して頂きたい内容 23年度4月より鞍手町中山にある旧馬場医院で40名定員の障害者の方の一般就労する為の訓練施設を開所します。つきましては利用者の方々は通勤方法として自主通勤での通所を考えています。営業時間は午前9時から午後4時です。 乗降場所は、鞍手局前です。それにより、今後障がい者の方が通所してくる交通手段としてコミュニティバスの時間帯を変更していただき十分に活用できる事を希望します。</p> <p>①鞍手駅行き2便→→鞍手局前に午前8時45分から9時までに着いて頂ければ助かります。 ②宮田方面行き6便→→鞍手局前に午後4時から午後4時20分程度で到着して頂ければ助かります。</p>	<p>連携計画では、コミュニティバス「まちなか線(仮称)」を新設することとしており、鞍手駅～くらじの郷間を現状の1日7往復を22往復に増便する予定としています(P25)。</p> <p>新しい運行ダイヤは、鉄道や路線バスとの接続を優先するため、ご意見をいただいた時間帯に必ずしも合致するダイヤ編成になるかは未定です。しかしながら、時間帯についても、通勤・通学時には、30分～40分の短い間隔での運行を予定しており、現状の約2時間に1往復に比べ、かなり利便性が向上することを想定しています。</p>	C